

岩国市下水道受益者負担金システム更新業務

－ 公募型プロポーザル －

実施要領

岩 国 市

1. 目的

下水道受益者負担金システムを構築することにより、受益者負担金に係る業務の全般を管理、運用し、当該事務の効率化及び住民サービスの向上を支援することを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 岩国市下水道受益者負担金システム更新業務
- (2) 内容等 別紙仕様書のとおりとする。
- (3) 履行期限 令和9年3月31日
- (4) 予算額 物件委託料8,800,000円、賃借料(月額)176,000円
(上限額。消費税及び地方消費税相当額を含む。)

3. 担当部署

岩国市建設部下水道課業務班

住所：〒740-8585 山口県岩国市今津町一丁目14番51号

電話：0827-29-5144 FAX：0827-24-4207

E-mail：gesui@city.iwakuni.lg.jp

4. 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 単体企業であること。
- (2) 令和8年度の本市の物品入札参加資格を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 公告の日から技術提案書等の提出期限の日までの間に岩国市物品の調達等に係る指名停止措置要領(平成25年3月27日制定)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 令和3年度以降において、国、地方公共団体、公団、公社等又は民間企業が発注する同種の業務について、当該業務を元請として完了した実績があること。(ただし、再委託による業務の実績は含まない。)
- (7) 「情報セキュリティマネジメントシステム(国際標準規格ISO/IEC27001又は日本産業規格JISQ27001)の認証」又は「プライバシーマーク(JISQ15001)」のうち、いずれかを取得していること。

5. 参加表明書の作成及び提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加表明書を提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和8年6月1日(月)午後5時(必着)

- (2) 提出場所 3に同じ。
- (3) 提出部数 (5)に掲げる資料を10部提出すること。なお、参加表明書(様式1)は、1部について押印し、残り9部は押印したものの写しで可とする。
- (4) 提出方法 書留郵便又は直接持参とする。なお、書留郵便の場合、提出期限までに提出場所に到達したもののみを有効とする。また、封書の表に必ず「岩国市下水道受益者負担金システム更新業務に係る公募型プロポーザル参加表明書」と明記するとともに、郵送時に電話にて、下水道課業務班まで連絡すること。(提出書類にホッチキスを使用しないこと)
- (5) 提出資料
- ア 参加表明書(様式1)
- イ 会社(参加表明者)の概要(様式2)
- ・会社の従業員数、受注可能な業務内容等について記載する。
 - ・会社概要が分かるパンフレット等を別途、提出すること。
- ウ 会社(参加表明者)の同種又は類似の業務実績(様式3)
- ・記載する同種又は類似業務は、令和3年度以降に完了又は実施中の業務とする。
 - ・記載する業務数は、最大3件とする。なお、同種業務を優先的に記載すること。
- エ 実施体制(様式4)
- ・配置予定の総括責任者及び主務担当者を記載すること。
 - ・配置予定の主務担当者について、経歴等を記載すること。
 - ・記載する同種又は類似の業務は、令和3年度以降に完了又は実施中の業務とし、記載する件数は、最大3件とする。
 - ・配置予定の主務担当者について、手持ち業務は、令和8年5月22日現在、本市以外の発注者のものも含め、全て記載すること。
 - ・本業務に携わるスタッフについて、最大3名まで記載する。主務担当者が該当する場合は、本欄にも記載すること。
 - ・「会社全体における本業務の位置付け」、「本業務における実施体制の考え方・特長」について記載すること。
- オ 実施方針及び実施フロー(様式5)
- カ 「情報セキュリティマネジメントシステムの認証」又は「プライバシーマーク」の取得を証する書類の写し
- キ 仕様書の別紙「下水道受益者負担金システム機能要件書」の回答欄に記載したものの
- (6) 参加表明書の作成及び記載上の留意事項
- ア 参加表明書の様式は、様式1から様式5まで(A4判)のとおりとする。
- なお、様式は、岩国市ホームページ(<https://www.city.iwakuni.lg.jp>)から入手するものとする。ただし、ホームページからの入手が困難な者については、「3.担当部署」において交付する。
- イ 様式3及び様式4において参加表明者の業務実績及び主務担当者の業務経歴等に記載した業務に係る契約書の写し及び業務内容が確認できる書類(仕様書の写し

等)を提出すること。

6. 技術提案書の提出者の選定

- (1) 岩国市下水道受益者負担金システム更新業務に係る業者選定プロジェクトチーム(以下「プロジェクトチーム」という。)により、提出された参加表明書の審査を行い、技術提案書の提出者を3者程度選定する。
- (2) 技術提案書の提出者を選定するための基準は、次のとおりとする。
 - ア 参加表明者について
 - ・同種又は類似業務の実績は十分か。
 - ・業務能力は十分か。
 - ・導入業務スタッフの人数が充実しているか。また、実務経験は十分か。
 - イ 主務担当者について
 - ・同種又は類似業務の実績は十分か。
 - ・手持ちの業務が考慮されており、専門性が高いか。
 - ウ 機能要件について
 - ・機能要件一覧に記載された項目について、どの程度満たしているか。
- (3) 審査の結果は、参加表明書提出期限からおおむね10日以内に、提出者全員に、参加表明書に記載されたEメールアドレスへメール及び書面により通知する。

7. 技術提案書の作成及び提出

技術提案書の提出者に選定された者は、次のとおり技術提案書を提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和8年7月13日(月)午後5時(必着)
- (2) 提出場所 3に同じ。
- (3) 提出部数 (5)に掲げる資料を10部提出すること。なお、技術提案書(様式6)表紙には、1部について押印し、残り9部は押印したものの写しで可とする。
- (4) 提出方法 書留郵便又は直接持参とする。なお、書留郵便の場合、提出期限までに提出場所に到達したもののみを有効とする。また、封書の表に必ず「岩国市下水道受益者負担金システム更新業務に係る公募型プロポーザル技術提案書」と明記するとともに、郵送時に電話にて、下水道課業務班まで連絡すること。(提出書類にホッチキスを使用しないこと)
- (5) 提出資料
 - ア 技術提案書(様式6)
 - ・技術提案書(様式6)を表紙として、(6)に掲げる内容で作成した技術提案書を提出すること。
 - なお、様式は、岩国市ホームページ(<https://www.city.iwakuni.lg.jp>)から入手するものとする。ただし、ホームページからの入手が困難な者については、「3.担当部署」において交付する。
 - イ 参考見積書(任意様式)

- ・算出根拠が示されたものを提出すること。

(6) 技術提案書の提案内容、作成方法及び記載上の留意事項

ア 作成方法

仕様書の内容を踏まえて、「9. 技術提案書の特定」の(2)に掲げる審査項目に沿った提案書の構成とすること。提案内容については、以下のことに気を付けて作成すること。

(ア) 実施体制等（審査項目①、②、③）

「5. 参加表明書の作成及び提出」において提出した書類の内容と変更及び矛盾のないようにすること。

(イ) 業務の目的、内容（審査項目④）

実施に当たり、提案者の持つ知見や経験等から重要と思われる項目を整理し、全体の実施の方向性、課題の対処方法等を記載すること。また、「5. 参加表明書の作成及び提出」において提出した書類の内容と変更及び矛盾のないようにすること。

(ウ) 提案内容（審査項目⑤～⑩）

以下の点について、アピールポイントや優位性も含めて記載すること。

- ⑤下水道受益者負担金システム更新業務の具体性及び実現可能性
- ⑥賦課処理の効率化
- ⑦コンビニ収納対応
- ⑧保守、サポート及びセキュリティ体制
- ⑨業務スケジュールの具体性及び計画性
- ⑩上記審査項目で定めた事項以外の追加提案

イ 形式

- ・A4判縦用紙又はA4判横用紙、横書きの印刷物とする。
- ・文字サイズは、図表中の文字を除き、11ポイント以上とする。
- ・総ページ数は20ページ以内とする。（両面印刷可）
- ・技術提案書の目次を作成すること。（任意様式）
- ・技術提案書の構成は、技術提案書（様式6）、技術提案書の目次、参考見積書、並びにその他の書類の順番とする。

8. ヒアリングの実施

提出された技術提案書に関し、次のとおりプロジェクトチームによるヒアリングを実施する。

(1) ヒアリングは、令和8年7月22日（水）の予定とする。

なお、実施日及び場所並びに方法の詳細については、別途、技術提案書提出者に通知する。

(2) ヒアリングの出席者は、5人を限度とする。

(3) ヒアリングは、1者当たり60分以内（説明50分以内、質疑応答10分以内）とし、技術提案書の提出順に行う。

- (4) 説明に要する物品の持ち込みは自由とする。ただし、電源及びスクリーンは、市において準備する。
- (5) 説明は、提出された技術提案書に沿って行うものとし、資料の追加は認めない。

9. 技術提案書の特定

- (1) プロジェクトチームにより、提出された技術提案書及びヒアリングの内容を審査し、技術提案書を特定する。
- (2) 技術提案書を特定するための審査項目及び配点は、次のとおりとする。

| 審査項目 | | 配点 | |
|------|----------------|-------------------------------|-----|
| 1 | 業務体制等 | ①技術提案者の業務実績及び実施体制 | 10点 |
| | | ②主務担当者の業務実績及び専任性 | |
| | | ③機能要件の対応状況 | |
| 2 | 業務の目的、内容 | ④下水道受益者負担金システム更新業務の目的、内容の理解 | 10点 |
| 3 | 提案内容 | ⑤下水道受益者負担金システム更新業務の具体性及び実現可能性 | 10点 |
| | | ⑥賦課処理の効率化 | 10点 |
| | | ⑦コンビニ収納対応 | 15点 |
| | | ⑧保守、サポート及びセキュリティ体制 | 10点 |
| | | ⑨業務スケジュールの具体性及び計画性 | 10点 |
| | | ⑩上記審査項目で定めた事項以外の追加提案 | 10点 |
| 4 | プレゼンテーション・人物評価 | ⑪プレゼンテーション及び人物評価 | 10点 |
| 5 | 価格点 | ⑫参考見積金額の妥当性 | 5点 |
| 合計 | | 100点 | |

- (3) 審査の結果は、ヒアリング出席者全員に対して、技術提案書に記載されたEメールアドレスへのメール及び書面により速やかに通知するとともに、特定者名を岩国市ホームページにより公表する。

なお、審査結果（特定者を含め各技術提案者の得点）については、岩国市ホームページにより公表する（特定されなかった技術提案者名については、公表しない。）。

10. 契約

技術提案書の特定後、直ちに提案内容について調整を行い、特定者との見積合わせを行う。見積額が予定価格の範囲内であれば、令和8年8月中旬（予定）に契約を締結する。

なお、特定者が指名停止措置要件に該当することとなったときは、契約の締結を行わない場合がある。

11. 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問受付期間

参加表明：令和8年5月27日（水）午後5時まで

技術提案：令和8年6月18日（木）午後5時まで

(2) 質問方法

質問は、別添様式（様式7）により行うものとし、下水道課にメールで送付するとともに、電話にて同課まで連絡すること。

(3) 質問に対する回答

参加表明：質問者に対して、随時メールにより回答する。

技術提案：全ての技術対案書提出者に対して、メールにより回答する。

なお、回答事項は、この実施要領の追加又は修正とみなす。

12. その他

- (1) 内容についての詳細は実施要領によるものとし、説明会は行わないものとする。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出できないものとする。
- (3) 提出期限までに技術提案書を提出しなかった場合は、辞退したものとみなす。また、ヒアリングに遅刻・欠席した場合は、辞退したものとみなす。ただし、やむを得ないと認められる理由がある場合を除く。
- (4) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。その他、本市の定める仕様を満たさない等、プロジェクトチームにおいて不適当と認めた場合は、失格とみなす。
- (6) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定又は技術提案書の特定のため、必要に応じて複写使用する。
- (7) 提出された書類は、岩国市情報公開条例（平成18年条例第20号）に基づく開示請求があった場合は、原則開示する。なお、公にすることにより提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる情報は、同条例第7条第2号アの規定により不開示となるので、当該部分がある場合には、不開示部分とその具体的な理由を「不開示に関する理由書（任意様式）」により提出すること。ただし、開示又は不開示の判断は、同理由書に基づき行うものではなく、同理由書を参考に、本市が同条例に基づき客観的に判断するものとする。
- (8) 参加表明書及び技術提案書の提出後においては、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、参加表明書及び技術提案書に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経歴等を持っていることとし、事前に市

の了解を得なければならない。

- (9) 成果品等の著作権は岩国市に帰属する。
- (10) 契約保証金は、岩国市財務規則（平成 18 年規則第 52 号）第 127 条第 7 号により免除する。
- (11) 本プロポーザルに係る郵便、メール等の事故について、本市は一切の責任を負わない。